

第1170号

AFN-1170

Timely

1994年1月17日創刊 毎週発行
葵総合経営センターだより週刊版

H29. 5 / 29 (月)

『相続税・贈与税の納税猶予 要件・手続きを整理—国税庁』

国税庁は先般「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予及び免除の特例のあらまし」を公表した。図や表を用いて「円滑化法の認定」から「免除申請書」等の提出まで特例の適用の流れを詳しく解説しているほか、納税が猶予される額の計算方法が段階を追って示されている。

29年度税制改正では、以下の改正事項があった。1) 贈与税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける場合、税額の計算時に相続時精算課税の適用が可能となった。2) 贈与者が死亡した場合の相続税の納税猶予及び免除の特例を受ける場合に、相続開始の時に会社が中小企業者であることとする要件が廃止されたほか、先代経営者（贈与者）からの贈与に係る贈与税の申告書の提出期限の翌日から5年を経過する日の翌日以後に先代経営者が死亡したときは、相続開始の時に会社が非上場会社であることとする要件が不要となった。3) 経営承継期間内に確保する必要のある「相続・贈与時の雇用の8割」の計算において、1人未満の端数は切り捨てを可とすることとなった。4) 災害により滅失した会社の事業の用に供する資産や、一部または全部が損壊した事業所で雇用されていた従業員数が一定の基準を上回った場合に、特例の適用要件の一部が緩和されることとなった。



『経営改善計画策定支援の簡便版 上限20万円補助かつ2/3』

中小企業・小規模事業者の経営改善への意識を高め、早期からの対応を促すため、認定支援機関による経営改善計画策定支援事業のスキームの小型版をスタートさせた。中小企業等が基本的な内容の経営改善（早期経営改善計画の策定）に取り組むことで、平常時からの資金繰り管理や採算管理の実践を目指す。

事業フローは、(1) 中小企業・小規模事業者が金融機関に事前に本事業を活用する旨を相談し、外部専門家と連名で経営改善支援センターに利用を申請 (2) 中小企業等が、外部専門家の支援を受けて早期経営改善計画を策定し、その計画について、金融機関に提出した場合、早期経営改善計画策定にかかる外部専門家費用を補助。(3) 早期経営改善計画策定後1年を経過した最初の決算時に、中小企業等と外部専門家はモニタリングを実施。その外部専門家費用を補助。※補助率は、2/3かつ上限20万円（うちモニタリング費用5万円まで）。

早期経営改善計画策定における作成資料としては (1) ビジネスモデル俯瞰図 (2) 資金実績・計画表 (3) 損益計画 (4) 早期経営改善計画実施にかかるアクションプラン (5) その他利用申請、支払申請、モニタリング費用申請に必要な書類、となっている。

出典元：日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー
葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号
(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com